

平成  
**30**年度  
から

高齢者の介護をみんなで支え合おう。

# 介護保険料が変わります

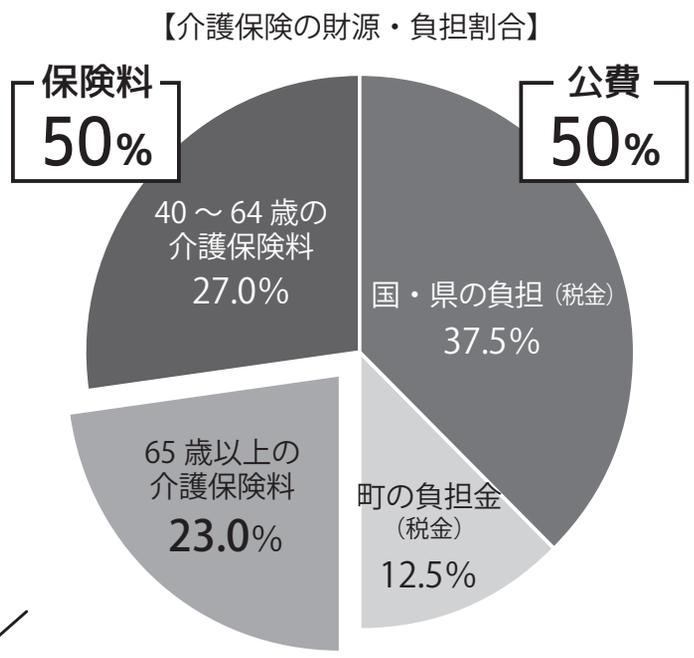
「介護保険制度」は、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みで、平成12年度に施行されてから18年が経過しました。この制度は、3年ごとに保険料などを見直すことになっており、平成30年度から32年度までの3年間の保険料が決まりましたのでお知らせします。

## まずは、「介護保険制度」について知ろう

### 1 介護保険の財源は「公費」と「保険料」

「デイサービスへ通う」「介護施設へ入所する」など、介護サービスの利用によって事業所へ支払われる介護サービス費の財源は、国・県・町の負担金と介護保険料です。

それぞれの負担割合は決められており、そのうち、65歳以上の人の介護保険料は、介護サービス費の23%と定められています。

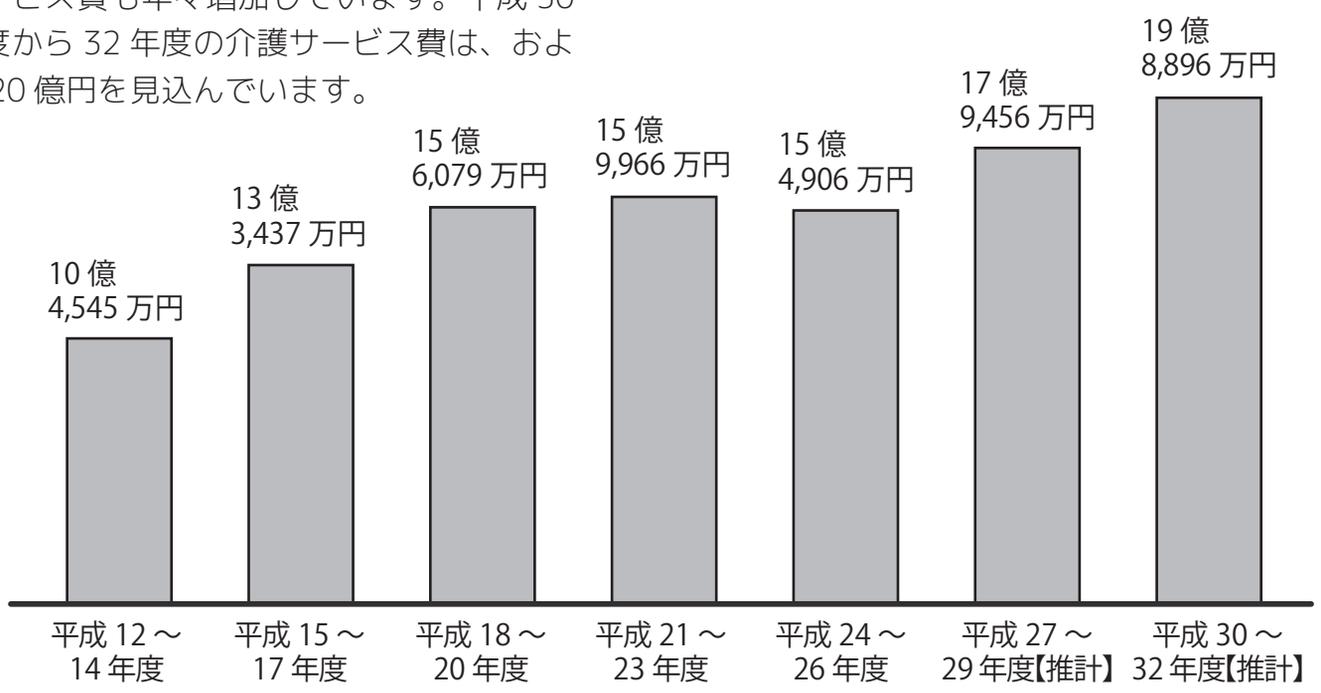


### 2 増え続ける町の介護サービス費

まちの現状と  
今後はどうなるの？

介護サービスを利用する人が増え、介護サービス費も年々増加しています。平成30年度から32年度の介護サービス費は、およそ20億円を見込んでいます。

【制度開始から現在までの介護サービス費の推移】

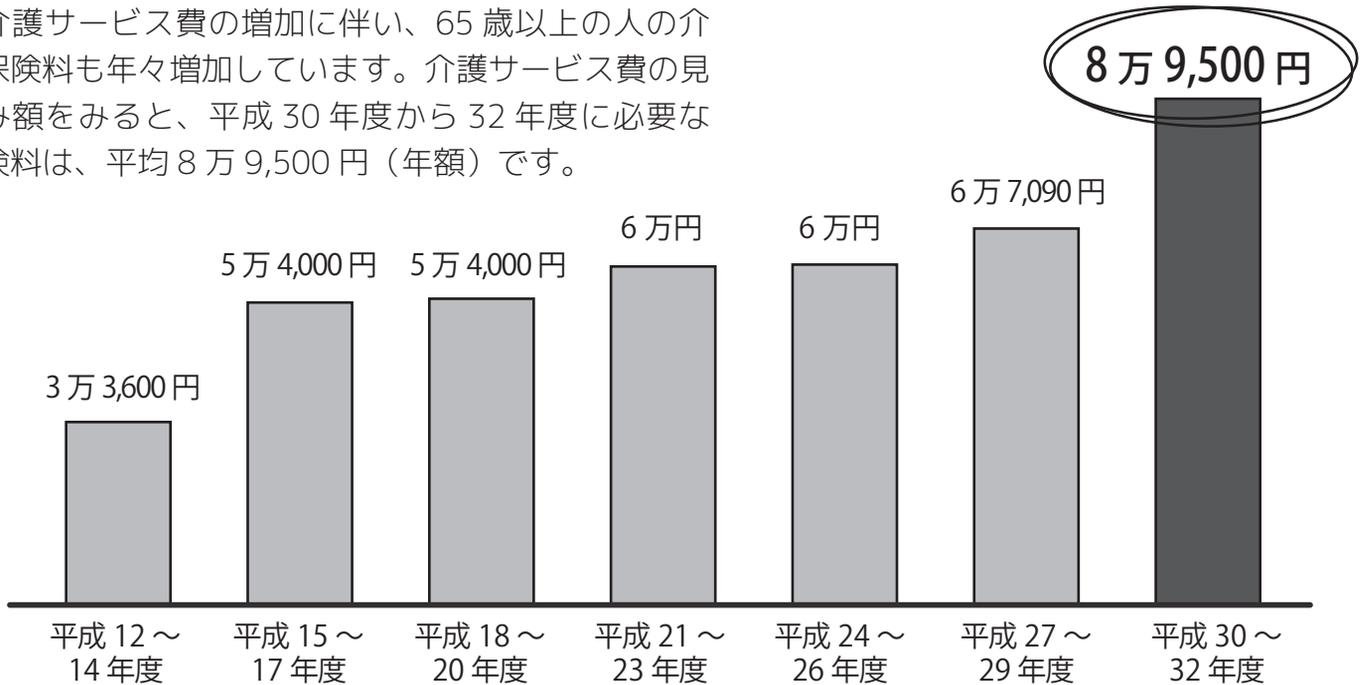


# 私たちの負担はどう変わる？

## 3 まかなうために必要な 65歳以上の介護保険料

【制度開始から現在までの  
介護保険料の推移（年額）】

介護サービス費の増加に伴い、65歳以上の人の介護保険料も年々増加しています。介護サービス費の見込み額をみると、平成30年度から32年度に必要な保険料は、平均8万9,500円（年額）です。



## 4 所得段階別に 介護保険料が設定されます

65歳以上の人の介護保険料は、所得などに応じて9段階に分かれています。第5段階を平均とし、世帯の課税状況や本人の所得などで決められます。

段階	対象者	保険料（年額）
第1段階	生活保護受給者または住民税非課税世帯で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	40,275円
第2段階	住民税非課税世帯で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	67,125円
第3段階	住民税非課税世帯で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人	67,125円
第4段階	住民税課税世帯（本人は非課税）で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	80,550円
第5段階（平均）	住民税課税世帯（本人は非課税）で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人	89,500円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	107,400円
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	116,350円
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	134,250円
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上の人	152,150円

### 予告

広報ひの5月号では、「介護を受けずに元気で暮らす、高齢者を地域で支え合う・助け合う取り組み」について紹介します。